

壮瞥町告示第65号

令和7年壮瞥町議会第4回臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年10月21日

壮瞥町長 田鍋敏也

記

1 期日 令和7年10月28日

2 場所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めるについて
- (2) 令和7年度一般会計補正予算(第6号)について

○応招議員（9名）

1番 山 本 獻 君	2番 加 藤 正 志 君
3番 長 内 伸 一 君	4番 毛 利 爾 君
5番 佐 藤 恣 君	6番 湯 浅 祥 治 君
7番 菊 地 敏 法 君	8番 真 鍋 盛 男 君
9番 森 太 郎 君	

○不応招議員（0名）

令和7年壮瞥町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年10月28日（火曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第45号ないし議案第46号について

○出席議員（9名）

1番	山 本	勲	君	2番	加 藤	正 志	君
3番	長 内	伸 一	君	4番	毛 利	爾	君
5番	佐 藤	恣	君	6番	湯 浅	祥 治	君
7番	菊 地	敏 法	君	8番	真 鍋	盛 男	君
9番	森	太 郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也	君
副 町 長	原 收	君
教 育 長	柴 田 曆 章	君
会計管理者兼	石 塚 季 男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土 門 秀 樹	君
企画財政課長	澤 井 智 明	君
企画財政課参事	姥 名 雄 一	君
住民福祉課長	上 名 正 樹	君
住民福祉課参事	大 内 宏 二	君
産業振興課長	篠 原 賢 司	君
商工観光課長	三 松 靖 志	君
建設 課 長	山 崎 清 輝	君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹	君
農委事務局長	齋 藤 誠 士	君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和7年壮瞥町議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 長内伸一君 4番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第45号ないし議案第46号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第45号ないし議案第46号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。

○副町長（原 收君） 令和7年第4回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第45号から議案第46号までの合計2件であります。その内容につきましてご説明いたします。

1ページになります。議案第45号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

2ページの専決処分書になります。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について。

令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 49 億 3,747 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 1,860 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 5,607 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和7年9月14日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。8ページになります。初めに、9月13日から14日未明にかけての大雨の概要と対応についてであります。前線を伴った低気圧の影響で伊達市大滝区では降り始めからの降水量が113.5ミリメートル、最大1時間降水量が29.5ミリメートルの大雨となり、長流川が一時氾濫危険水位を超え、本町に洪水警報、大雨警報が発令されました。

町では13日18時に旧蟠溪ふれあいセンターに避難所を開設し、蟠溪地区の住民に對して自主避難を呼びかけております。翌14日から町内の被害調査を実施し、町道や林道の路面洗掘や側溝への土砂の流入をはじめ、河川の洗掘や氾濫、農業用排水路や農業用取水施設への土砂の堆積などの被害を確認したため、通行等の安全確保を図り、社会生活や営農活動等に支障が生じないよう緊急的に復旧対策を行うこととし、専決処分をしたものであります。

その内容についてであります。土木費、河川費、河川総務費で600万円の追加となります。河川維持経費の委託料になりますが、大雨により被災した普通河川大川の災害防止対策事業のための調査設計を行うものであります。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で890万円の追加となります。その内訳になりますが、修繕料では町道中幸内線ほか6路線の未舗装道路の路面整正工に要する経費として200万円、手数料では町道昭和新山第2線の倒木処理や町道幸内上幸内線ほか5路線における堆積土砂の路面清掃、側溝の土砂上げ作業等に要する経費として290万円、工事請負費では普通河川大川の応急復旧に要する経費として400万円をそれぞれ計上するものであります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で370万円の追加となります。その内訳になりますが、修繕料では林道駒別線ほか1路線の未舗装道路の路面整正工に要

する経費として 200 万円、手数料では仲洞爺地区農業用取水施設の土砂上げ作業に要する経費として 70 万円、林道駒別線ほか 1 路線の支障木撤去や枝払い工に要する経費として 100 万円をそれぞれ計上するものであります。

続いて、7 ページの歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 1,195 万 1,000 円の追加となります。

普通交付税になりますが、今年度の交付決定額に整理するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 64 万 9,000 円の追加となります。一般財源の調整となります。

町債、町債、土木債で 600 万円の追加となります。大川災害防止対策事業に充当するものであります。

なお、3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

4 ページの第 2 表、地方債補正では、追加で大川災害防止対策事業、限度額 600 万円になります。利率は 5 %以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法は、政府資金につきましてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利債に借換えることができるとしております。

続いて、9 ページになります。議案第 46 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 6 号)について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 49 億 5,607 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 6,607 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。14 ページになります。商工費、商工費、観光費で 1,000 万円の追加となります。そうべつ情報館運営事業の工事請負費になりますが、そうべつ情報館機能拡充事業のうち駐車場拡充工事におきまして来客者の利便性の向上と安全性の確保の観点から乗用車用の区画幅を広げるため U 字タイプの白線の引き直しを行うほか、車両出入口の位置変更や誘導標識の設置などを追加するものであります。また、昨今の人件費や資材費高騰の影響分も含め既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

歳入では、国庫支出金、国庫補助金、商工費補助金で 510 万円の追加となります。新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)になりますが、そうべつ情

報館機能拡充事業の計画変更に伴い計上するものであります。

町債、町債、商工債で 490 万円の追加となります。そうべつ情報館機能拡充事業の増額補正により計上するものであります。

なお、10 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

11 ページの第 2 表、地方債補正では、変更でそうべつ情報館機能拡充事業、限度額 7,390 万円を 7,880 万円に変更するものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 45 号 専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 専決処分の承認を求めるについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 46 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5 番、佐藤恵君。

○5 番（佐藤 恵君） 理解を深める上で、この 1,000 万円の補正の内容について、

先ほど乗用車が安心して駐車できるような幅を広げるためのU字タイプの白線の引き直しについて、新たにそのような引き直しと、また皆さんご承知のように現在人件費が高騰している。最低賃金でも北海道は1時間当たり1,070円でしたか、ちょっと私の記憶間違いかかもしれませんけれども、そのように人件費が上がっている。また、資材も上がっている。この1,000万に占める区画の白線を引くための経費どの程度で、また既に予算が決まっている改修の面で人件費だと資材費が高騰ってありますけれども、1,000万に占める人件費とか資材高騰費はどの程度占めているのかについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、三松商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 5番、佐藤議員からのご質問について私のほうからご答弁申し上げます。

1,000万円の補正額の内訳というご質問でございました。議員のご指摘のとおり、10月4日から北海道の入人件費1時間当たりの受給額が1,010円から1,075円ということになりました、単純計算で当初6,000万の駐車場を7,000万に増額する中でその分だけでも人件費は二、三百万は増額するというふうに見込んでおります。細かな内訳は出していませんけれども、最大その辺りまではかかるだろうということでございます。

U字型白線と、あと看板、誘導、それから大型車の出入りのための出入口の付け替え等の資材費並びにそういった工事費を含めて残りの700万程度というふうに算出しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年壯瞥町議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前10時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

署名議員

署名議員